

APPENDIX Release Q Draft review\_sheet

					決議					
番号	章	節	項	項目名	指摘部位	コメント	備考	決定事項	規格書反映者	反映日
1	3	3	18	電気自動車充電電器クラス	(26)運転モード設定 停止(0x47)は充電に移行できない状態とありますが、AIF仕様書5.2(4)には、充電を停止する際には停止(0x47)を送信する記載があります。停止すると充電できなくなるため、再度充電/放電指示を行うことができなくなりますが正しいでしょうか。	AIF仕様書の記載が待機を指示であれば、理解できます。		「停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充電可能な電気自動車が充電電器に接続されたことを検知しても自動的に充電や放電に移行できない状態であることを示す。」と修正いたします 同様に、待機は、「充電可能な電気自動車が充電電器に接続されたことを検知した場合に自動的に充電や放電に…」と修正します。	SEMS検討WG	
2	3	3	18	電気自動車充電電器クラス	(26)運転モード設定 「充電に移行できない状態」は準備(0x48)も同様ですが、停止(0x47)との違いが不明確です。メーカー仕様としても、準備はSet不可、停止はSet可で、HEMSコントローラはメーカー仕様の違いを吸収できるのでしょうか	停止もSet不可であれば、理解できます。		「停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充電可能な電気自動車が充電電器に接続されたことを検知しても自動的に充電や放電に移行できない状態であることを示す。」とすることで、「準備」との違いも明確にできると考えます	SEMS検討WG	
3	3	3	18	電気自動車充電電器クラス	運転動作状態(0xE1) 自動(0x49)にしてしまうと、動作状態を表さなくなってしまうと、自動(0x49)は削除してはどうでしょうか。 メーカー仕様で、運転モードの値を入れる可能性があります。(明確に記載のある充電を除く)			蓄電池クラスに含まれているため、充電電器クラスでも定義することとしたいと思います	SEMS検討WG	
4	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	362ページの記述 本クラスの機器オブジェクトと計量対象の機器(発電設備等)の機器オブジェクトの両方を搭載する場合だけでなく、 <b>本クラスと他クラスの機器オブジェクトが複数搭載されるノードがある。</b>	赤字部の「他クラスの機器オブジェクト」は「計量対象ではない機器の機器オブジェクト」という意味ですか？もしこの意味であれば、このことを明記したほうが良いと思います		ご指摘の通り、「計量対象ではない」と修正します	SEMS検討WG	
5	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	363ページの図			その旨、注記を追加いたしました	SEMS検討WG	
6	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	機器種別プロパティ(0xD0)			機器IDを使って、識別する予定です。	SEMS検討WG	
7	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	プロパティ表の機器IDプロパティ(0xD1)の値域 「分散型電力量メータ固有のID」			ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
8	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	機器IDプロパティ(0xD1)の詳細説明の記述 「計量対象の機器を特定するグローバルユニークのIDとする。」			記載の通り、世界で単一の値であることを求めています	SEMS検討WG	

番号	章	節	項	項目名	指摘部位	コメント	備考	決議		
								決定事項	規格書反映者	反映日
9	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	機器IDプロパティ(0xD1)の詳細説明の記述 「機器ID プロパティのプロパティ値が10 バイトに満たない場合」	プロパティ表より当該プロパティのデータサイズは17バイトと規定されており、機器ID プロパティのプロパティ値が10 バイト未満となるケースは存在せず、記述が矛盾していると思います。  「機器IDプロパティのプロパティ値として設定されることが想定される値」が10バイト未満であるケースであれば存在するかと思います。記述の見直しが必要と思います。		機器IDについて、仕様の見直しを行っております	SEMS検討WG	
10	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	機器IDプロパティ(0xD1)の詳細説明の記述 「機器ID プロパティのプロパティ値が10 バイトに満たない場合、データ領域に前詰で機器ID を格納し、空き領域は0x00を格納すること」	「機器IDプロパティのプロパティ値として設定されることが想定される値」が11~16バイトとなるときは「データ領域に前詰で機器ID を格納し、空き領域は0x00を格納する」必要はありませんでしょうか？		機器IDについて、仕様の見直しを行っております	SEMS検討WG	
11	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	現在時分秒設定プロパティ(0xDA)のプロパティ表のアクセスルール欄と必須欄	アクセスルール欄はSetとGetの間に横棒があつて区切られていますが、必須欄には横棒は無いので「Set、Getともに必須*1」と読み取れます。この認識で正しいでしょうか？  この認識で正しい場合、他個所の記載と併せて、アクセスルール欄を「Set/Get」とした方がよいと思います  もし「Getのみ必須」が正しければ、必須欄に横棒を追加願います		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
12	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	現在時分秒設定プロパティ(0xDA)と現在時刻設定プロパティ(0x97)	両方必須となっていますが、プロパティ値が提供する情報はほぼ同じで、現在時刻設定プロパティ(0x97)の情報は現在時分秒設定プロパティ(0xDA)に完全に含まれているように見受けられます。  もしこの認識で正しく、規格として想定される全ての動作を現在時分秒設定プロパティ(0xDA)のみで実現できるのであれば、現在時刻設定プロパティ(0x97)の必須化は不必要な実装をデバイス・コントローラ両方に強いることとなり、規格書として不適切だと思いますがいかがでしょうか。  もしこの認識は正しくなく、現在時分秒設定プロパティ(0xDA)では実現できない挙動を現在時刻設定プロパティ(0x97)が担っているのであれば、その内容をAppendixに記述すると読者の理解が深まると思います		本クラスから、「現在時刻設定 (0x97)」を削除します	SEMS検討WG	
13	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	時刻同期状態プロパティ(0xDB)	NTPサーバ等との時刻同期を行っているかどうか不明の場合はどうすればよいですか？		機器自身が判断することなので、「不明」という定義は不要と認識しています	SEMS検討WG	
14	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	詳細説明全体	プロパティ表下の詳細説明がプロパティコード順に並んでいないので読みにくいです。例えば積算電力量計測値履歴保持日数プロパティ(0xD3)が時刻同期状態プロパティ(0xDB)の下にあります。本クラスとしては初版なので、プロパティコード順に並べるのはいかがでしょうか		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
15	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	詳細説明全体	前々から思っていたのですが、各項目のタイトルにEPCコードを書いていたいただけとわかりやすくて助かります (例えば「(8) 積算電力量単位 (0xD4)」など)		ご指摘ありがとうございます。申し訳ありませんが、仕様書全体に関わる話ですので、今回は見送らせてください。	SEMS検討WG	

							決議			
番号	章	節	項	項目名	指摘部位	コメント	備考	決定事項	規格書反映者	反映日
16	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	積算電力量計測値履歴(交流出力)プロパティ(0xE3)のプロパティ表のプロパティ内容 積算履歴収集日と該当収集日の24時間48コマ分(0時0分～23時30分)の交流入力の定時	出力ではないですか？		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
17	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	積算電力量計測値履歴(自立出力)プロパティ(0xE5)のプロパティ表のプロパティ内容 積算履歴収集日と該当収集日の24時間48コマ分(0時0分～23時30分)の交流入力の定時	自立出力ではないですか？		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
18	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	(11) 積算電力量計測値履歴(交流入力) 積算履歴収集日(EPC=0xD5)で指定されている積算履歴収集日0x0000～0xFFFE(0～65534)	0x0000～0x0063(0～99)ではないですか？		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
19	3	3	31	分散型電源電力量メータクラス規定	(11) 積算電力量計測値履歴(交流入力) 積算履歴収集日(EPC=0xD5)で指定されている積算履歴収集日0x0000～0xFFFE(0～65534)(積算履歴収集日(EPC=0xD5)を2バイトで示す)	「(積算履歴収集日(EPC=0xD5)を2バイトで示す)」は無くてもよいように思いますがいかがでしょうか	(13) 積算電力量計測値履歴(交流出力) (15) 積算電力量計測値履歴(自立出力)	ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
20				全体	「積算消費電力計測値」	文書全体で「積算消費電力計測値」(「量」なし)で検索すると22件引っかけます。ざっと見たところ、ほとんどが「積算消費電力計測値」への変更が必要であるように見受けられます。ご確認をお願いします		ありがとうございます、修正いたします。	SEMS検討WG	
21	3	3	18	電気自動車充電器クラス規定	運転動作状態プロパティ(0xE1)のプロパティ内容 「充電状態」、「放電状態」、「待機状態もしくは停止状態」の各運転動作状態は必須とする。	本プロパティはオプションとの認識です。「本プロパティを搭載する場合は」の記載があった方がいいと思いますがいかがでしょうか	もし修正する場合、詳細説明文にも同じ修正が必要です	ありがとうございます、追記いたします	SEMS検討WG	
22	3	3	21	水流量メータクラス規定	積算水流量計測値単位プロパティ(0xE1)のプロパティ内容 積算水流量及び履歴の計測値の単位(乗率)を示す。	履歴(0xE2, E7)の単位はこのプロパティにより指定されないとの認識です。「及び履歴」は不要ではないでしょうか？		「履歴2」の単位であることと修正します	SEMS検討WG	
23	3	3	18	(26) 運転モード設定	待機(0x44)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できる状態であることを示す。 停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できない状態であることを示す。なお、「移行できない状態」とは、系統と切り離された状態、車両との通信が停止している状態など、充放電器の実装仕様に依存する。	「充放電に移行できない状態」と書かれている「充放電」とは、自動切り替えを示す「充放電(0x46)」でしょうか？ それとも、充電(0x42)、放電(0x43)を含む、電力変換器の動作を変更することを示しているのでしょうか？		「停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電可能な電気自動車に充放電器に接続されたことを検知しても自動的に充電や放電に移行できない状態であることを示す。」と修正いたします	SEMS検討WG	
24	3	3	18	(26) 運転モード設定	待機(0x44)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できる状態であることを示す。 停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できない状態であることを示す。なお、「移行できない状態」とは、系統と切り離された状態、車両との通信が停止している状態など、充放電器の実装仕様に依存する。	運転モード設定の「停止(0x47)」が、「充放電に移行できない状態」のとき、コントローラなど他の機器から、異なる運転モードへの書き込み要求は出来ない(実装依存だが出来ないことがある)という想定でしょうか？		「停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電可能な電気自動車に充放電器に接続されたことを検知しても自動的に充電や放電に移行できない状態であることを示す。」と修正いたします 同様に、待機は、「充放電可能な電気自動車に充放電器に接続されたことを検知した場合に自動的に充電や放電に…」と修正します。	SEMS検討WG	

					決議					
番号	章	節	項	項目名	指摘部位	コメント	備考	決定事項	規格書反映者	反映日
25	3	3	18	(26) 運転モード設定	待機(0x44)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できる状態であることを示す。 停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電に移行できない状態であることを示す。なお、「移行できない状態」とは、系統と切り離された状態、車両との通信が停止している状態など、充放電器の実装仕様に依存する。	AIF仕様書Ver.1.30の5.2(4)では「停止(0x47)」を、アグリゲータ事業者からの命令に従って充電(放電)を終了させるために書き込み要求するプロパティ値として利用されています。 Release Qでは、上記の使い方はしなくなるのでしょうか？		「停止(0x47)は、電力変換器の動作が停止しており、かつ充放電可能な電気自動車に充放電器に接続されたことを検知しても自動的に充電や放電に移行できない状態であることを示す。」と修正いたします 同様に、待機は、「充放電可能な電気自動車に充放電器に接続されたことを検知した場合に自動的に充電や放電に…」と修正します。	SEMS検討WG	
26	3	3	18	(26) 運転モード設定	ただし、待機(0x44)もしくは停止(0x47)の片方のみを搭載する場合、待機もしくは停止は「電力変換器の動作が停止している状態」とする。	待機(0x44)と停止(0x47)の両方を搭載しているか片方のみを搭載しているかによって、プロパティ値の意味が変わると書かれていますが、コントローラなどの他機器からは、搭載領域は識別できません。両方搭載時の「停止(0x47)」が意味する「充放電に移行できない状態」が、他の機器からの充放電の書き込み要求が出来ない(出来ないことがある)という意味の場合、「待機(0x44)非搭載時の「電力変換器の動作が停止している状態」は、充放電の書き込み要求が出来ることになり、プロパティ値の意味が逆にならないでしょうか？  誤解を防ぐのであれば、充放電への移行が可能な「待機(0x44)」を必須にして、充放電への移行が出来ない(または他機器からの変更を禁止する)状態を示すオプションとして、「停止(0x47)」を使用することは出来ないでしょうか？		「停止」、「待機」の共通の状態として、片方のみを搭載している場合は、両方の定義のうち共通の仕様の範囲である「電力変換器の動作が停止している状態」という点において、定義することといたしました。  また、「停止」は上記のように修正いたします。	SEMS検討WG	
27	3	4	8	(7) 設定可能コース表示1 (8) 設定可能コース表示2 (9) 設定可能コース表示3	項目名	それぞれ洗濯乾燥コース設定1、洗濯乾燥コース設定2、乾燥方法設定の、実行可能なコースを示すプロパティですが、プロパティ名称は設定可能コース「表示」ではなく、設定可能コース「情報」となっています。		「設定可能コース情報」に修正いたします	SEMS検討WG	